

## 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(1) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(ア) 新築されたもの

(イ) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(ウ) 新築されたもの

(エ) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(オ) 新築されたもの

(カ) 建築後使用されたことのないもの

(2) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(キ) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が  
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(ク) (キ) 以外

の規定に基づき、次の家屋

年

月

日

{ (1) 新築 }  
{ (2) 取得 }

がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	朝霞市 番地
家屋番号	番
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
備考	

第 号

年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則